

別表 1 「創業マインドの育成」（ワンストップ相談窓口）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（柏市）

創業支援等事業の目標
（背景） ・柏市産業振興戦略ビジョンに基づき，東京大学や国立がん研究センター等研究機関が多く立地している柏の葉地区を中心に，先端産業の集積促進による強固な産業基盤を形成するとともに，既存企業と先端産業分野の結びつきを強化する取組を行う。創業支援においては，こうした先端産業分野にとどまらず，起業という選択肢を普及させることで既存企業への刺激や活性化に繋がるものとして推進を図る。 （目標の根拠） ・創業者又は創業予定者の相談に応じるための相談窓口を，柏市役所，柏商工会議所，柏市沼南商工会のそれぞれに開設し，引き続き創業の支援を行う。昨年度相談窓口には延べ120件程度の相談があることから，この数値を維持し，概ね1割程度が実際に創業することを目標とする。 ・実際の相談業務においては，市役所のみでは専門人材が不足していることから柏商工会議所や柏市沼南商工会，千葉県産業振興センター等と連携し，適切な相談先を紹介することで，相談者に寄り添った対応が出来るよう努める。 （目標数） ・創業支援対象者数：120件 ・創業者数：12件
創業支援等事業の内容及び実施方法
（1）創業支援等事業の内容 <ワンストップ相談窓口> 【既存】・創業者及び創業予定者に対し，産業政策・スタートアップ推進課をワンストップ相談窓口として対応する。 ・相談内容により，柏商工会議所・柏市沼南商工会（主として商業・サービス業等）や一般社団法人TXアントレプレナーパートナーズ（主として技術系ベンチャー等）（以下，TEP）の創業支援等事業，インキュベーション施設である東葛テクノプラザや東大柏ベンチャープラザ，千葉県産業振興センター等の支援機関の紹介を行う。 ・柏の葉オープンイノベーションラボにおいて，柏市スタートアップコンシェルジュや市職員が連携して相談対応にあたる。 ・事業計画全体において，公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。 ・事業計画全体において，創業後の創業者の事業課題に応じて，柏商工会議所，TEP，柏市沼南商工会，千葉県産業振興センター等の専門家相談や創業塾等の紹介を行うことでフォローアップにつなげる。 <創業に必要な要素と各連携機関が担う役割> 2. ターゲット市場の見つけ方 3. ビジネスモデルの構築の仕方 4. 売れる商品・サービスの作り方 6. 資金調達の方法 7. 事業計画書の作り方 8. 企業手続きの円滑な進め方 柏商工会議所が実施するかしわ創業塾，柏市沼南商工会が実施する柏市しょうなん創業塾，TEPが実施するTEPビジネスプラン作成セミナー，千葉県信用保証協会が実施する創業スクール等，各団体が実施する講座やセミナーを通じて，各要素の知識習得に繋がる取組を行う。また，支援対象者が各講座やセミナー内で習得した知識を基に，作成したビジネスプランに対し，アドバイスを行うことで，ブラッシュアップを行う。

<創業支援機関との連携>

- ・事業計画全体において、市は支援を受けた者の創業の有無の状況把握を創業支援機関への照会や会議等の中で確認を行い、創業後も支援機関が連携して継続的に支援する。

<特定創業支援等事業について>

- ・かしわ創業塾（別表２－１）において、１ヶ月以上にわたり、全５回の講義（経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識を身につけるもの）をそれぞれ受講し、全体の８割以上の出席をした者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、柏市が証明書を発行する。
- ・柏市しょうなん創業塾（別表２－２）において、１ヶ月以上にわたり、全５回の講義（経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を身につけるもの）を行い、全体の８割以上の出席をした者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、柏市が証明書を発行する。
- ・TEPビジネスプラン作成セミナー（別表２－３）において、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につくと客観的に判断できる内容のセミナーを行う。全４日間の講義を１ヶ月程度行い、投資家（エンジェル）や金融機関から資金を調達すべく彼らの心を掴む事業計画書（ビジネスプラン）の骨子の完成を目指す。
全４日間の講義に出席をした者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、柏市が証明書を発行する。
- ・創業スクール（別表２－４）において、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく全４日間の講座を全て受講した者で、且つ協会職員又は専門家によるフォローアップにより、１ヶ月以上継続的な支援を受けた者に対し、「特定創業支援等事業」を受けた者として、柏市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を柏市が把握することとし、創業支援対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、柏商工会議所や柏市沼南商工会等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、柏市の広報誌やホームページ等へ掲載するなど広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

（２）創業支援等事業の実施方法

- ・産業政策・スタートアップ推進課を創業相談の窓口とし、市職員が対応する。
- ・柏の葉オープンイノベーションラボにおいても出張窓口として相談に応じる。

○創業に必要な要素と各連携機関が担う役割

支援事業		支援機関
１ 創業のきっかけづくり支援		
	ワンストップ窓口の設置	・柏市経済産業部産業政策・スタートアップ推進課 ・柏商工会議所 ・柏市沼南商工会
	創業セミナー、マッチング交流会の開催等	・柏市経済産業部産業政策・スタートアップ推進課 ・柏商工会議所

		・ 柏市沼南商工会 ・ TEP ・ 千葉県信用保証協会
	事業環境認識と事業ミッションの構築支援	・ 柏市経済産業部産業政策・スタートアップ推進課
2 価値創造支援		
	ビジネスモデル構築支援, 販売先・ターゲット確定支援	・ 柏商工会議所 ・ 柏市沼南商工会 ・ TEP
	商品開発支援	・ TEP
	生産体制構築支援	・ 柏商工会議所 ・ 柏市沼南商工会 ・ TEP
	雇用計画支援	・ 柏市経済産業部産業政策・スタートアップ推進課 ・ 柏商工会議所 ・ 柏市沼南商工会
	事業戦略（4P） ポジショニング・ブランディング企画支援	・ 柏市経済産業部産業政策・スタートアップ推進課 ・ 柏商工会議所 ・ 柏市沼南商工会 ・ TEP
	3 営業力強化支援（創業後のフォローも含む）	・ 柏市経済産業部産業政策・スタートアップ推進課 ・ 柏商工会議所 ・ 柏市沼南商工会 ・ TEP
	4 経理・財務力強化支援	・ 柏市経済産業部産業政策・スタートアップ推進課 ・ 柏商工会議所 ・ 柏市沼南商工会 ・ TEP
計画期間		
平成26年4月1日～令和11年3月31日 変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。		

別表 2-1 「創業へ向けた研修の実施」【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 柏商工会議所 (2) 住所 千葉県柏市東上町 7 番 1 8 号 (3) 代表者の氏名 会頭 小田山博史 (4) 連絡先 TEL 04-7162-3311 担当: 中小企業相談所
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) かしわ創業塾&個別相談会、フォローアップ研修 (年各 2 回ずつ) 定員を24名と定め年間2回実施、年間48人(24人×2回)を対象とする。 平成30年度以降、創業塾のカリキュラムに、金融機関担当者による資金調達に必要な創業計画書の作成方法と相談分野に通じた専門家による個別相談を設け、創業塾終了後も、専門家と連携して伴走型によるフォローアップを行うことで、受講者数の25%程度創業を実現させるに至った。令和5年度は、参加者のうち約17%が既創業者であり、新規創業は約20%に留まったため、うち未創業者の中から25%(10名)の創業を目指す。 (目標数) かしわ創業塾&個別相談会 ・創業支援対象者数 48件 ・創業者数 10件 (48人×83%×25%)
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <かしわ創業塾&個別相談会>【既存・特定創業支援等事業】 ・創業希望者及び創業して間もない方を対象に「かしわ創業塾」を年2回(全5日、1日6時間)開催。開催期間は9月～11月、1月～3月の年2回、経営、財務、人材育成、販路開拓のテーマについて専門家の講義を実施する。 ・希望者を対象に、個別に抱えている課題を解決するための専門家による個別相談日を別途1日設ける。 ・創業塾終了後も、当所の経営指導員及び専門家がフォローアップすることとし、必要に応じて金融機関等とも連携する。 <特定創業支援等事業について> ・「かしわ創業塾」を1ヶ月以上の期間にわたり開講。経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身に付く講義を受講し、かしわ創業塾全5回の内、4回(8割)以上の出席者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 ・「かしわ創業塾」 ・創業に必要な手続きや準備事項及び心構えについて ・企業経営に必要な税務・経理知識及び資金繰りの考え方について<経営>☆ ・創業における資金調達と創業計画書の書き方について<財務>☆ ・従業員を雇用する時のルールについて<人材育成>☆ ・マーケティング戦略と営業の仕方について<販路開拓>☆ ・地域資源の活用について ・事業計画書(コンセプトや経営戦略)について ・先輩から学ぶ創業の経緯と柏の地で創業した理由 ・グループワークによるビジネスプラン作成とプレゼンテーションの演習 ※1ヶ月以上に亘り、全体の8割以上の出席をし経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を習得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、柏市が証明書を発行する。 <個別相談会>

- ・かしわ創業塾のオプション。（全5回には含まない）専門家による個別指導。
- ・創業者が抱える経営課題に対し、法務、税務、労務、経営、技術、IT、海外取引等の専門家により課題解決に向けた相談の場を提供する

<かしわ創業塾フォローアップ研修>

- ・“かしわ創業塾”の受講生全員を対象に年2回（各1日当り4時間）の研修を行う。
- ・各自が抱える経営課題の解決テーマとした研修に加えて、実践的内容として机上演習として商圈分析レポートによる出店地でのマーケティング戦略の立案、及び創業・第二創業促進補助金等の公的補助金申請に向けた支援内容を盛り込む。
- ・創業者に対しては事業の黒字化、創業予定者に対しては円滑な創業実現を促す内容とする。

<ネットワーク構築を目的としたビジネス交流>

- ・“かしわ創業塾”受講生の人的交流と情報交換を目的に、ネットワーク構築の場を提供。年2回開催。平成26年から開始した“かしわ創業塾”の受講生は、創業者と創業予定者が交じっている。ビジネスプランの発表や創業までの経験談、及び創業の障壁となっている問題点の情報交換を複数回行うことで、人的ネットワークを構築し、ビジネスでの繋がり、問題点解決への助言が得られる内容とする。

(2) 創業支援等事業の実施方法

<かしわ創業塾&個別相談会>

- ・当所の会議室を会場として実施。会場準備、教材の準備等は当所が行う。また、カリキュラムの策定、専門家の確保、広報、その他事務手続きは柏市と当所が連携して行う。
- ・卒業生については、柏市の制度融資(利子補給制度付き)、日本政策金融公庫の新創業融資制度を積極的に紹介し活用してもらうこととし、実績については柏市と情報共有を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱の了解を得て、事業終了後直ちに柏市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

<かしわ創業塾フォローアップ研修>

- ・当所の会議室又は公共施設を会場として実施。会場準備、教材の準備等は当所が行う。
- ・また、カリキュラムの策定、専門家の確保、広報、その他事務手続きは柏市と当所が連携して行う。随時相談は、当所と連携する専門家が別途相談日時を設け対応する。

<ネットワーク構築を目的としたビジネス交流>

- ・当所の会議室を会場として実施。会場準備、教材の準備等は当所が行う。また、カリキュラムの策定、専門家の確保、広報、その他事務手続きは柏市と当所が連携して行う。

計画期間

平成26年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-2 「創業へ向けた研修の実施」【既存】【特定創業支援等事業】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	柏市沼南商工会
(2) 住所	柏市風早1-6-16
(3) 代表者の氏名	会長 中屋智章
(4) 連絡先	04-7191-2803 担当：柏市沼南商工会
創業支援等事業の目標	
(目標の根拠) 柏市沼南商工会経営発達支援計画の事業目標である「創業者・第二創業者を支援することにより地区内経済の拡大・活性化を図る」をもとに各支援機関との情報の共有化を図り、創業者の個別相談を実施し創業の支援を行う。 (目標数) 柏市沼南商工会の充実した支援体制と地区特性に合わせたPR，事業周知を行い，20名程度の受講者を目標とする。なお，令和5年度の傾向より，受講者のうち約36%が既創業者であったため，未創業者のうち2割以上(2件)の創業を目標とする。 ・創業支援対象者数：20名 ・創業者数：2名 (20人×64%×20%)	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 ＜柏市しょうなん創業塾＞【既存・特定創業支援等事業】 ・柏市内での起業者及び創業希望者，並びに新業種参入予定者を対象に柏市しょうなん創業塾を実施。創業への心構えや準備について意識付けを行い，その後，参加者に創業に必要な知識を提供する。また，専門家の協力を仰ぎ，参加者が抱える経営課題の改善や，創業計画のブラッシュアップ等を行うことで創業者の増加，及び安定経営に結び付ける。 ・実施計画及び講義内容 1回目 創業セミナー講義（テーマ：創業に向けての心構え） 2回目 創業セミナー講義（テーマ：経営） 3回目 創業セミナー講義（テーマ：財務） 4回目 創業セミナー講義（テーマ：人材育成） 5回目 創業セミナー講義（テーマ：販路開拓） ・具体的な創業の相談を希望する者に対し，専門家及び商工会経営指導員等が下記内容による指導相談を実施する。 ・創業に必要な手続きや準備事項及び心構えについて ・経営に必要な税務，労務，人材育成等の知識について ・開業の融資制度について ・ITを活用した広報及び販路開拓について ・経営計画の作成及び助言について ・創業者の課題について，税務，労務，経営，法務，情報等分野毎に専門家等の指導 ・創業した者に対して直面する経営課題等に，商工会経営指導員又は連携する中小企業診断士や税理士等の専門家や日本政策金融公庫，金融機関等の関係支援機関による「継続的支援」を実施し課題解決の支援を行う。 ＜特定創業支援等事業について＞ ・“柏市しょうなん創業塾”において，経営，財務，人材育成，販路開拓の知識が身につく内容のセミナーを行う。 ・“柏市しょうなん創業塾”は全5日間で実施され，セミナー講義を5回行う。1ヶ月以上にわたり，5回実施のうち全体の8割以上出席し，知識が身についた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法	

＜柏市しょうなん創業塾＞

- ・ホームページ，柏市広報紙，メディアを通じたPRにより，効果的に創業予備群の掘り起こしを行う。
- ・創業を予定している者，創業して間もない者を対象とする。
- ・柏市沼南近隣センター等を使用して実施する。
- ・柏市，中小企業診断士等専門家，支援機関等と連携して，創業(予定)者に寄り添っての事業として実施する。

計画期間

平成26年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については，令和6年6月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については，改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表２－３「アントレプレナーの養成」【既存】【特定創業支援等事業】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	一般社団法人TXアントレプレナーパートナーズ (TEP)
(2) 住所	〒277-0871 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2 ショップ&オフィス棟6階K0IL
(3) 代表者の氏名	代表理事 國土晋吾
(4) 連絡先	理事・後藤良子 090-9104-8014
創業支援等事業の目標	
支援対象者：TEPアントレプレナー会員約100会員、および、K0IL会員（主にコワーキングスペース利用者約300会員）等 創業支援対象者数：10名 創業者：1名 各創業予定者・企業に対し、事業ステージに応じた支援を実施する。当該メニューは既創業者の中でさらにビジネスプランをブラッシュアップさせたい方や、未創業者でも良いソリューションのアイデアをお持ちの方を対象として実施している。従って既創業者の割合が比較的多いため、例年の傾向に鑑み、創業者の目標値は1名とする。	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 「K0ILを拠点としたTEPの事業成長支援」 ①日常的なメンタリング・相談： TEPアントレプレナー会員、およびK0IL会員向けのビジネス支援として、メンタリングや専門家相談等の支援を提供する。 ②会員及び外部連携によるエコシステム構築： TEPのエンジェル会員、サポート会員、コーポレート会員、アドバイザーボード、プロジェクトパートナー、グローバルパートナー等、TEPが形成する技術系スタートアップのエコシステムメンバーとの意見交換・連携を得て、次のような支援活動を行う。 ・ビジネスモデル、ビジネスプランの構築支援 ・ネットワークキング、イベントの実施 ・セミナーにおけるハンズオン支援 ・海外パートナーとの連携による海外進出支援 TEPでは独自に定めた次の3つのステージで、創業予定者・企業の課題に応じた支援活動を組み合わせて提供し、企業の成長支援に結び付けている。 ・ステージA シーズ段階、事業化アイデア、製品アイデア（プロトタイプ仕様、POC前） ・ステージB POC後、プロトタイプ有、ターゲット市場が決まっている、取引先紹介ニーズ有 ・ステージC ビジネスプラン有、資金調達段階 ③TEPビジネスプラン作成セミナー： コンサルタントや専門家を中心としたTEPサポート会員が講師やメンターとなり、事業計画書(ビジネスプラン)作成の勘所やポイントをレクチャーし、ワークショップにおいて受講生の具体的な事業計画書(ビジネスプラン)の作成をハンズオン支援する。 投資家(エンジェル)や金融機関からの資金調達に繋げられるよう、全4日間のセミナー中には彼らの心を掴む事業計画書(ビジネスプラン)の骨子の完成を目指す。	

＜カリキュラム＞

- ・ビジネスプラン作成の勘所＜経営＞
- ・お客様は誰か？ワークショップ&メンタリング
- ・ビジネスモデルを作ろう！ワークショップ&メンタリング＜人材育成＞
- ・成果発表会
- ・説得力のある収支計画の作り方＜財務＞
- ・人を魅了するプレゼンテーションのコツ＜販路開拓＞
- ・プレゼンテーション実践

＜開催概要・2023年度の例＞

- ・期間：2023年7月8日(土)，7月9日(日)，7月22日(土)，7月29日(土)の4日間
- ・回数：全4回
- ・会場：つくばエクスプレス線柏の葉キャンパス駅前 KOIL
- ・対象者：現在起業を考えている方，ベンチャー企業・中小企業の方，企業内の新規事業担当 など
- ・定員：12名
- ・その他：上記期間以外にも個別相談を実施。

※1ヶ月以上に渡り，全講義に出席し経営，財務，人材育成，販路開拓の4つの知識を習得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者として，柏市が証明書を発行する。

＜特定創業支援等事業について＞

- ・TEPビジネスプラン作成セミナーにおいて，経営，財務，人材育成，販路開拓の知識が身につくと客観的に判断できる内容のセミナーを行う。全4日間の講義を通して，投資家（エンジェル）や金融機関から資金を調達すべく彼らの心を掴む事業計画書（ビジネスプラン）の骨子の完成を目指す。（4日間の日程の他に個別相談日も設けるため，期間は1ヶ月以上となる。）

全講義に出席をした者を「特定創業支援等事業」を受けた者として，柏市が証明書を発行する。

（2）創業支援等事業の実施方法

- ・KOIL での支援プログラムは，TEPのエンジェル会員，およびサポート会員がメンター役，講師役を務め，各ビジネスの内容やステージに応じた個別支援を提供する。
 - ・TEPはKOIL を活動の拠点とし，エンジェル会員やサポート会員の参画の下，定例プレゼン会，年間イベントの開催及び個別のメンタリングを通じて，各ビジネスのステージやニーズに応じた支援を実施する。
 - ・事業の運営状況等については，市はアドバイザーボードや支援者連絡会議を通じてアドバイス等を行う。また，会員向けに市の支援施策を情報提供していく。
- その際は，名簿の共有方法と個人情報保護法を遵守し，適切に管理するものとする。

計画期間

平成26年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については，令和6年6月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については，改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-4（創業スクール）【新規・特定創業支援等事業】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 千葉県信用保証協会 (2) 住所 〒260-8501 千葉市中央区中央 4-17-8 (3) 代表者の氏名 山口 新二 (4) 連絡先 電話：043-239-3281 FAX：043-239-3292 （地域サポートチーム）
創業支援等事業の目標
①支援対象者数 30 名×年 2 回 ・定員 60 名に対し、100%の出席を目指す。 ②令和 5 年度創業支援等事業（創業スクール）を通じて、千葉県内全域で 1 名の創業支援実績がある。今後は、市町村・商工団体との連携強化により、5 名を目標とする。 ＜千葉県信用保証協会の目標＞ ・支援対象者数 60 人 創業者数 5 人 ＜市の目標＞ ・令和 5 年度創業スクールを通じて創業された方は 1 名である（県内全域）。まずは柏市内の方における創業スクール受講者を 5 名確保し、そのうちの 1 名が柏市内で創業することを目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 創業希望者を対象とする「創業スクール」を千葉県内の広域で年 2 回程度（各回 4 日間、1 日 5 時間程度）開催し、受講終了後は協会職員又は専門家がフォローアップを行うこととする。 ＜特定創業支援等事業について＞ 経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、4 日間の講座を全て受講した者で、且つ協会職員又は専門家によるフォローアップにより、1 ヶ月以上継続的な支援を受けた者を「認定特定創業支援等事業を受けた者」として認定する。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・4 日間の講座（無料/定員30名）を年 2 回程度開催する。 ・複数の中小企業診断士を講師に据え、幅広い知識の習得を図る。 ・創業スクールプログラム（例） 1日目 ・ビジネスプラン ・ビジネスモデル 2日目 ・売上計画 ・販売促進 3日目 ・創業資金 ・財務 ・人材育成 ・個別相談 4日目 ・経営者講演

・ビジネスプラン発表

- ・自然災害や交通機関の運行上の障害等、不測の事由により研修の延期や中止を判断した場合、特定創業支援等事業に必要な4分野における未実施の講義の代替として、協会職員又は中小企業診断士等による個別指導で知識を習得することで、「特定創業支援等事業を受けた者」として認定する。
- ・無料で協会職員又は専門家によるフォローアップを行う。
- ・特定創業支援等事業の支援状況は「支援者対象者名簿」に記録し、市と創業支援等事業者で共同管理を行う。
- ・名簿は、氏名、住所、連絡先、受講内容、支援日等の内容を備える。
- ・名簿は、以下の場合に、更新事由を把握した側から相手方にメールで送付する。①新たに支援対象者が生じたとき、②支援対象者に異動があったとき、③どちらか一方からの求めがあったとき。
- ・個人情報の扱いにあたっては、柏市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱う。
- ・本講座の開催にあたり、県内各所にチラシの配布を行うとともに、千葉県信用保証協会ホームページ内に案内を掲載し、周知する。
また、市や関連する団体の広報媒体により、周知を図る。
- ・特定創業支援等事業の支援を受けた事業者として証明書を発行した事業者については、アンケート調査やサンプル方式のヒアリング調査を実施し、状況の把握に努める。

計画期間

令和3年12月23日～令和11年3月31日

変更箇所については、令和6年6月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。